

# 第5次吹田市地域福祉計画骨子案

2026年1月7日時点

吹田市

## 内容

<b>第1章 第5次地域福祉計画策定の趣旨など</b>	1
①地域福祉とは	1
②計画策定の背景と主旨	3
(1)策定の背景	3
(2)計画の趣旨	4
③社会福祉法の改正と地域共生社会の実現	5
④計画の概要	7
(1)計画の位置づけ	7
(2)既存計画との関係	9
(3)計画期間	10
(4)地域福祉の「圏域」の考え方	10
(5)支え・支えられる関係	11
(6)策定体制	13
⑤計画の推進と進行管理	14
(1)市と社会福祉協議会の連携による推進	14
(2)計画の進行管理	16
<b>第2章 地域福祉計画の基本方向</b>	17
①計画の基本理念	17
②基本目標	19
(1)地域住民同士のつながりや支え合う体制の促進	19
(2)地域住民と支援者で支え合う体制の充実	21
(3)さまざまな支援者で支え合う包括的支援体制の基盤強化	23
<b>第3章 施策の展開</b>	26
計画の施策体系	26
基本目標① 地域住民同士のつながりや支え合う体制の促進	27
施策の方向1 お互いの顔の見える関係づくり	27
施策の方向2 地域福祉活動に関する支援	32
基本目標② 地域住民と支援者で支え合う体制の充実	38
施策の方向1 福祉や子供、青少年等に関する制度の充実	38
施策の方向2 暮らしを支える環境の整備	43
基本目標③ さまざまな支援者で支え合う包括的支援体制の基盤強化	47
施策の方向1 権利擁護の推進	47
施策の方向2 地域福祉のセーフティネットの拡充	51

卷末資料 .....	56
------------	----

## 第1章 第5次地域福祉計画策定の趣旨など

### ①地域福祉とは

地域福祉とは、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安心、安全に暮らし続けることができるような仕組みを、地域に暮らす人々が主体となり、行政や支援機関、地域団体等と共につくっていくことです。

近年、総務省が行う国勢調査の結果では、一人暮らしの方が増加傾向にあり、何かあったときに必ずしもすぐに家族の助けが得られない、そもそも頼れる家族がいない場合があります。一方、暮らしの基盤を支える公的サービスのみでは、自分の興味や関心、心身の健康状態に合った生活を送ることはできません。人と人が支え合って成り立つ社会の中で、健康でいきいきと暮らしていくためには、地域福祉の推進による地域や人とのつながりがとても大切になります。

また、生活する上での困りごとを抱えていても、本人が課題と認識していないことから、行政や支援機関等による課題の発見が難しく、早期に適切な公的サービスにつなげられない場合であっても、普段関わりがある地域のコミュニティでのなにげない会話から課題が発見されることがあります。

地域福祉の推進においては、行政や支援機関等が提供する公的サービスと、身近に寄り添い課題を発見する力を持つ地域が互いに連携し、生活課題の解決に向けた仕組みや取組を計画的に推進する必要があります。

#### ■コラム:「自分らしく暮らすとは?」

■コラム:「実はこれも地域福祉!」

## ②計画策定の背景と主旨

### (I)策定の背景

私たちを取り巻く社会問題は年々変化しており、少子高齢化による人口減少や異常気象によって頻発する自然災害、物価高騰による貧困などさまざまです。

同時に、情報化社会の進展による対面コミュニケーションの減少、ライフスタイルの多様化は、核家族化や単身世帯の増加によって、地域におけるつながりが薄くなっています。地域住民同士の関わりがなくなることで、防災や防犯の対策がしづらくなったり、社会から孤立する世帯の方が増えるという問題が発生します。

また、各世帯が抱える問題も複雑化・多様化しています。子育てと家族の介護を並行して担う「ダブルケア」や、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」、子どもや若者が家事や家族のお世話を担う「ヤングケアラー」など、1つの支援機関や分野だけでは解決が難しい課題が増加しています。

こうした地域や家庭の課題に対して、各分野で協力して支援体制を整えていくために吹田市では2025年4月から「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

しかし、これから社会において、行政や関係機関による支援のほか、「支え手」「受け手」といった関係を超えて、みんなで地域を作っていく「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

抱える問題は人それぞれ

#### ■問題を抱えるさまざまな人物のイラスト

## (2)計画の趣旨

本市においては、2022年3月に第4次吹田市地域福祉計画を策定し、これまでの間に成年後見制度の利用促進（2024年7月に中核機関の設置）や複雑化・複合化した課題を持つ世帯に対する包括的な相談支援体制を整備するための方策として重層的支援体制整備事業の実施等、地域福祉の課題に対する取り組みを進めてきました。

少子高齢化や核家族化が進み、ご近所付き合いや地域での助け合いの機能が低下している中で、子供から高齢者まであらゆる世代の人々が安心して暮らせる社会の構築が求められています。

従来の「支える側」、「支えられる側」という関係や世代・分野を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「主役」となって、住み慣れた地域で、誰もが安心して自分らしくいきいきと暮らすことができる地域をともに創っていくため、近年の社会情勢等から新たな視点を盛り込み、第5次地域福祉計画を策定します。

### ■コラム

### ③社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

団塊の世代が全員 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年問題や団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり現役世代の人口が大幅に減少する 2040 年問題に対応するため、全国的に「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みが進んでいます。地域包括ケアシステムは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域においてその人らしく自立した日常生活を営むことを目的として、「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」・「住まい」を包括的に確保できる体制を整備しようとするものです。

また、地域の福祉課題は高齢者問題のみならず、地域コミュニティの変容による住民同士の関係性の希薄化を背景とした子育ての孤立をはじめ、児童虐待やひきこもり、ヤングケアラーの増加、「8050 問題」、「ダブルケア」、市内で生活する外国の方との多文化共生社会の形成など、様々な問題が複合化、複雑化また多様化しています。さらに、長寿化により、この先 100 歳まで生きられる時代とされる、「人生 100 年時代」を迎え、誰もが長い人生の中で、支える側にも支えられる側にもなり得る時代となり、介護や福祉は一部の人の問題にとどまらず、誰もが安心して暮らし続けるために向き合うべき共通の問題となっています。

このような状況を背景に、2016 年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域の様々な人たちが役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現をめざすこととされました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会とは、これまで分野や対象者ごとに整備されてきた「縦割り」の仕組みを見直すとともに、地域における全ての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として地域の生活課題を受け止め、「くらし」と「しごと」の全般を含めて「丸ごと」対応していく社会のことを言います。この社会においては、福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支え、支えられる関係が不可欠であり、これまでの地域福祉推進の目的と共通することから、この社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進が求められています。地域包括ケアシステムの構築にかかる取組は、単に高齢者だけでなく、様々な生活上の困難を抱える人が地域において自立した生活を送ることができる包括的な支援体制としても有効であるとされてお

り、「地域共生社会」を実現するシステム・仕組みとして位置づけられています。

その後、2021年4月には、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。この改正法では、地域共生社会の実現に向けた体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

### ■地域共生社会のイメージ図



## ④計画の概要

### (I)計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づくもので、計画の策定は、2018年4月の法改正により努力義務とされました。

本計画は、社会福祉法の趣旨や本市の現状と課題などを踏まえ、地域福祉の推進によりめざすべき姿を描くとともに複雑・複合化する課題に対応できる、世代や属性を超えた包括的な支援体制を構築するため、策定するものです。

また、社会福祉法第106条の5に規定する地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の構築に向けて重層的支援体制の整備に関する事業を実施するための「重層的支援体制整備事業実施計画」としての性格をもっています。

さらに、本計画には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項の規定に基づく、本市における「成年後見制度利用促進基本計画」、及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条の規定に基づく、「再犯防止推進計画」を包含しています。

#### ■重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」といいます。）は、地域主体で行われている既存の取組を活かし、複数の支援事業を、各分野の制度や縦割りを超えて一體的に実施をすることで、市の支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民と連携して課題を抱える世帯への支援体制を構築し、皆で支え・支えられて地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すものです。

重層的支援体制整備事業実施計画は、重層事業の実施にあたり、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定しています。

#### ■成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な事項を定める「市町村計画」として位置づけられるものです。

### ■再犯防止推進計画

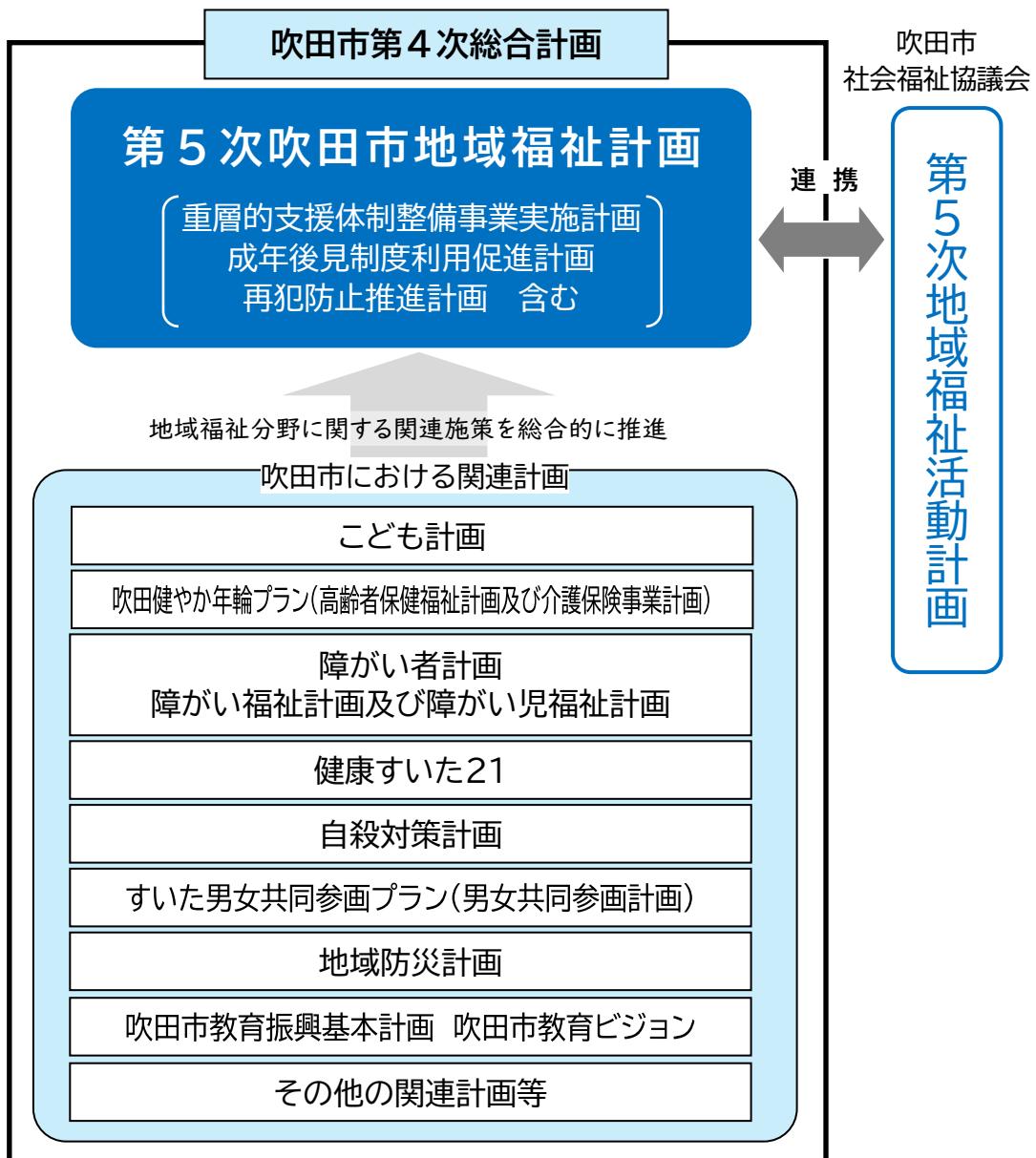
再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、犯罪や非行をした人への支援に関する基本的な事項を定める「地方再犯防止推進計画」として位置づけられるものです。

## (2)既存計画との関係

本計画は、吹田市総合計画の部門別計画として位置づけられるものであり、地域福祉を推進するための理念と方向性等を示す計画です。

また、社会福祉法第107条には市町村地域福祉計画に定める事項が示され、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」としての位置づけが明確化されています。

### ■関連計画との関係図



### (3)計画期間

本計画の計画期間は、2027 年度から 2032 年度までの 6 年間とします。

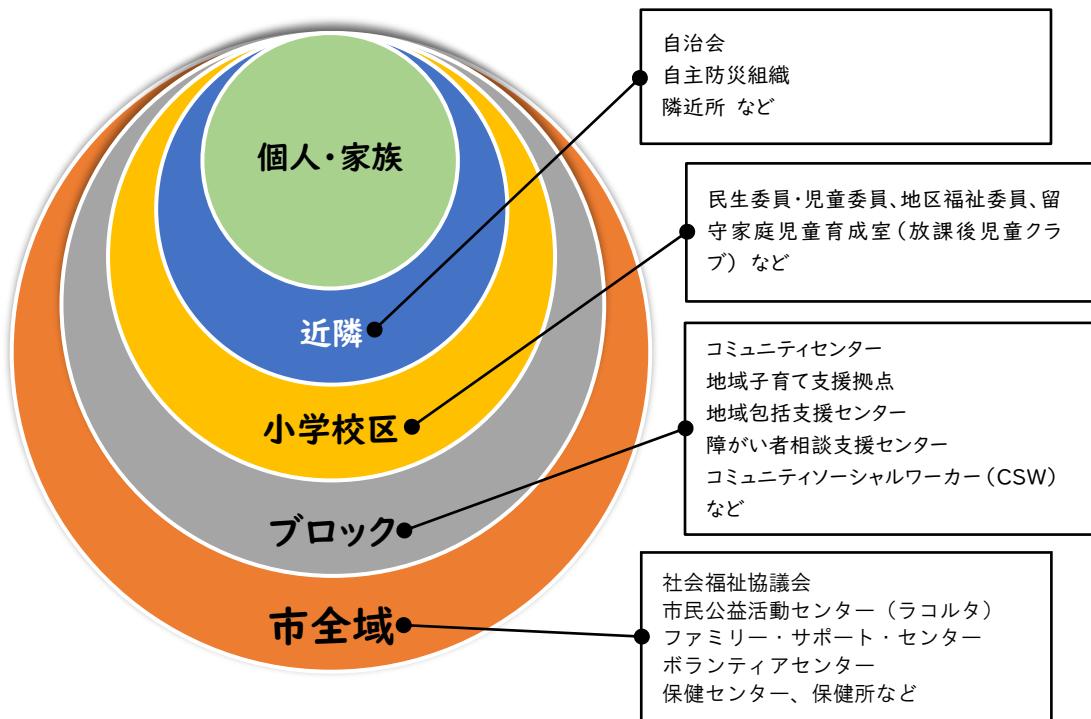
また、国の動向のほか、今後の社会情勢の変化により、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

### (4)地域福祉の「圏域」の考え方

地域福祉を推進していくうえでの課題は、地域住民一人ひとりの生活に密着しています。このため、地域福祉の推進における「圏域」は固定的なものではなく、住民主体で展開される地域福祉活動、福祉サービスの内容や地域の実情などを踏まえて、それぞれにふさわしい圏域（エリア）を設定する必要があります。

本計画における「圏域」は、それぞれの取組内容に応じて、隣近所、自治会、小学校区、ブロック単位や全市域など多面的に捉えながら、それらを柔軟に組み合わせるなど重層的に考えます。

これにより、地域福祉活動の展開、助け合いや支え合いのネットワークの構築や福祉サービスの提供など、公民協働による地域福祉活動のさらなる推進をめざします。



## (5)支え・支えられる関係

2021年4月に施行された改正社会福祉法では、「地域福祉の推進」について規定し、地域住民や社会福祉関係者が果たすべき役割を明確にしたうえで、地域住民、社会福祉事業者、社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力し、地域社会における福祉の実現に努めることを求めています。

### ■条文のポイント……………

#### ▶地域福祉の推進(第1項)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、および社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする人が地域社会で自立した日常生活を営み、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう努めなければならないとされています。

#### ▶住民の役割(第2項)

地域住民は、福祉サービスを必要とする人が抱える課題を正しく理解し、その課題解決に協力するように努めることが期待されています。

#### ▶活動者の責務(第3項)

社会福祉事業の経営者などは、地域福祉の推進のために、その専門的知識や技術を活かし、地域住民等と連携して活動を行うよう努める義務があります。

## ◇社会福祉法より抜粋

### (地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## (6)策定体制

本計画の策定にあたり、市長の諮問により、学識経験者や市民等で構成される「吹田市社会福祉審議会」において審議し答申を行います。

また、社会福祉審議会の付属会議体として、「地域福祉計画策定部会」を設置し、その部会において地域福祉計画の策定に関する事項に関して調査審議を行っています。

## ⑤計画の推進と進行管理

### (I)市と社会福祉協議会の連携による推進

吹田市社会福祉協議会は、本市の地域福祉推進の一翼を担っています。

本市が策定する「地域福祉計画」は、地域福祉を進めるまでの市全体の理念や仕組みをつくる計画であり、吹田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、住民や地域において社会活動を行う者等が相互に協力して、地域福祉を推進するための民間の活動・行動計画です。

地域福祉は、両計画が互いに連動し、行政の取組と吹田市社会福祉協議会の取組が両輪となって推進することが不可欠のため、これまで以上に連携強化を図り、計画の着実な推進を図ります。

#### ■ 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について

地域福祉計画 (市が取り組む計画)	地域福祉活動計画 (社会福祉協議会が取り組む計画)
<p><u>社会福祉法第107条</u></p> <p>市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。</p> <p>1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p> <p>2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</p> <p>3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <p>4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項</p>	<p><u>全国社会福祉協議会地域福祉活動計画策定指針</u></p> <p>社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。</p>

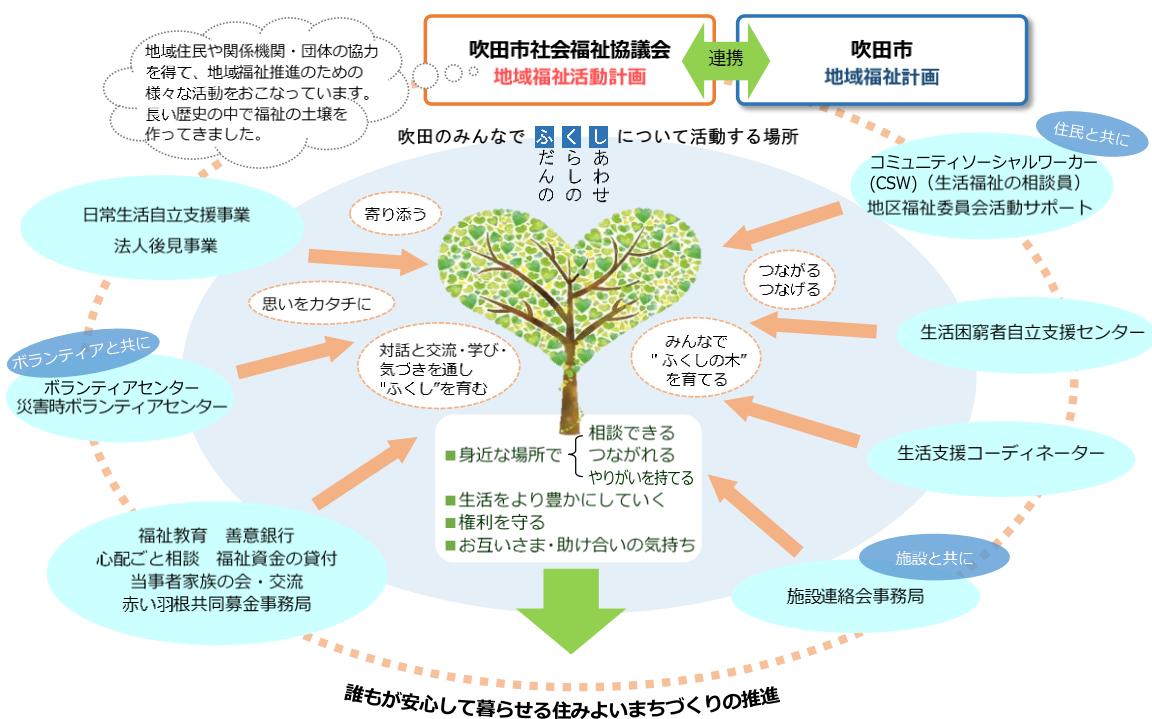
## ■社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域の方々や福祉・保健・医療などの関係機関や専門家、当事者組織などで構成されている民間の福祉団体（社会福祉法人）です。本市には、吹田市社会福祉協議会が設置されています。

吹田市社会福祉協議会では、地域住民同士の助け合いや支え合いの活動を支援するため、市内 33 地区に組織された地区福祉委員会を中心に小地域ネットワーク活動を進めるなど、地域の福祉活動推進の要となって活動を展開しています。

さらに、ボランティアセンターの運営、寄附金や物品を市内の福祉施設や団体等に橋渡しをする「善意銀行」の取組や、100 を超える民間福祉施設が種別を超えて連携して地域貢献活動をしている施設連絡会事務局など、多岐にわたる活動を行っています。

複雑化・複合化していく地域課題に対応していくために、その役割は今後ますます重要となります。



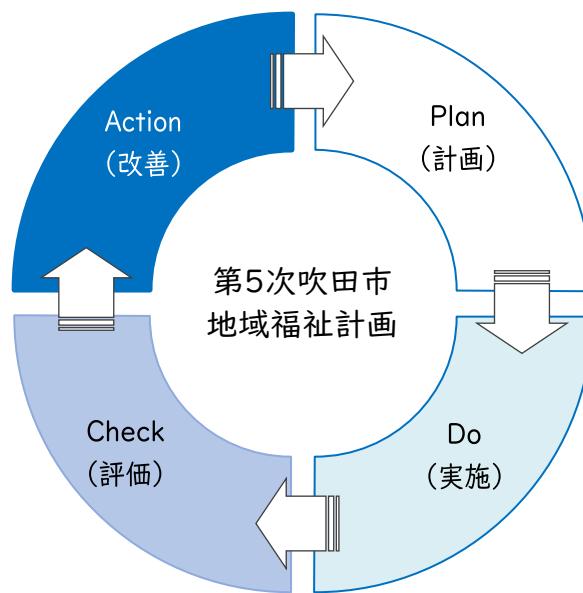
～地域共生社会をめざして～

## (2)計画の進行管理

本計画の実施期間において地域福祉の取組が一層推進されるよう、地域福祉に関する事業などの成果や進行状況を継続的に確認・評価していくことが重要です。

このため、社会福祉審議会において、Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改善）のPDCAサイクルに沿って計画の進行管理を行い、効果的かつ効率的に取組を推進します。

また、評価にあたっては、総合計画や関連する個別計画などによる数値指標を活用するとともに、地域住民などとの協働による意識の変化のような数値化が難しい取組の成果などにも留意して行うことで、取組の改善や成果の向上を図ります。



## 第2章 地域福祉計画の基本方向

### ①計画の基本理念

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスや支援が必要となっても、家族をはじめ、友人や知人、近隣との関係を保ち、社会と関わりをもちながら、だれもが安心してその地域で暮らし続けられることです。

この目的の実現のためには、超高齢社会・人口減少社会の到来をはじめ、地域住民相互の関係の希薄化などを背景に、多様化・複雑化する地域の福祉課題に取り組んでいく必要があります。

第4次吹田市地域福祉計画では、「みんなでつながり 安心・いきいきと暮らせるまち吹田」の理念のもと、様々な地域福祉に関する施策を展開し、高齢者、障がいのある人、子どもを含むすべての市民が、それぞれの役割をもって地域づくりや生きがいづくりに主体的に参加・参画し、支え、助けあえる地域共生社会の構築に向けて取り組んできました。

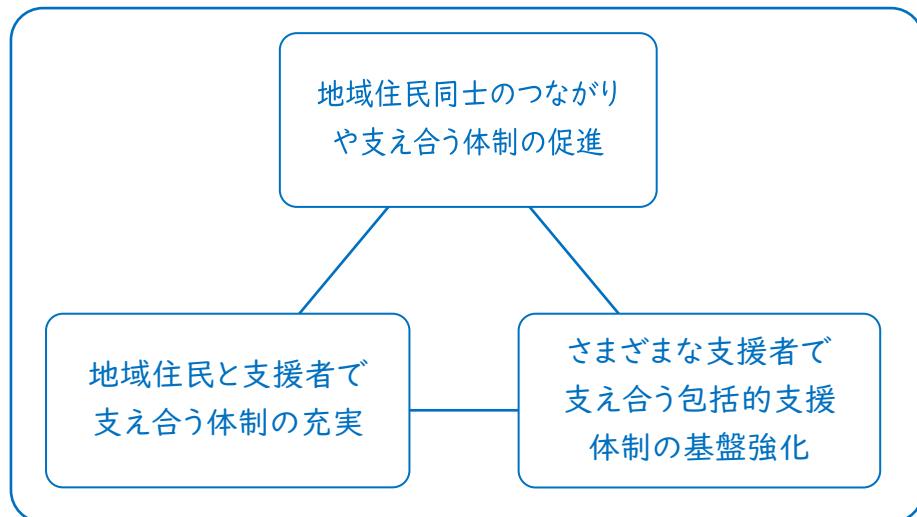
本市における地域共生社会の実現には、その基礎として地域住民同士が、顔が見える関係をもちながら、日常的に交流し、つながり、生活に密着した福祉課題に対し、「自助」に加え、「互助」や「共助」による支え合い・助け合い活動が継続して行われることが重要です。

また、生活と密着した地域において、地域住民が世代等を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手（サービス提供者）」「受け手（サービス利用者）」という関係を超えた連携が求められます。

第5次となる本計画においても、この基本理念を根底に置き、地域福祉に関する施策を引き続き推進することで、地域共生社会の実現をめざしていくこととします。

【基本理念】

みんなでつながり 安心・いきいきと暮らせるまち 吹田



## ②基本目標

### (I)地域住民同士のつながりや支え合う体制の促進

#### 【現状と課題】

- ◆少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加などにより、本市においても、従来の地縁を基盤とした地域のつながりが弱まり、住民同士の関係が築きにくい状況がみられます。
- ◆「吹田市民の地域福祉に関する実態調査」(以下「実態調査」といいます。)の結果では、ふだんの近所付き合いの程度は、「あいさつをする」が 51.3%、「ほとんど付き合っていない」が 25.7%と、親密な付き合いのない市民の割合が 70%を超えていました。また、自治会に加入していると回答した世帯は 45.6%で、前回調査の 53.5%から 7.9 ポイント減、地域活動への参加・取組の「自治会の行事」は 13.5%で、前回調査の 20.8%から 7.3 ポイント減と、自治会離れが進んでいます。さらに福祉ボランティア活動に参加していない割合は 78.4%で、前回調査の 73.8%から 4.6 ポイント上昇しています。
- ◆一方、地域で力を合わせて安心して暮らすために、住民が主体的に取り組むことについて、実態調査の結果では「住民相互の日常的な対話・交流・支え合い」(34.4%)や「地域の問題を自分のこととして考えること」(30.1%)、「自治会などが住民の身近なくらしの問題や安全・防犯などに取り組むこと」(20.8%)が上位となっています。

#### 【目標達成に向けた取組の考え方】

- 近隣との交流は、地域コミュニティにおいて必要な情報交換の場となるばかりか、緊急時・災害時においても、地域での支え合い・助け合い活動(互助)を可能にするものになると考えられます。互助の促進にとって、近所付き合いは最も底辺の活動になることから、まず近所付き合いの程度を今以上に底上げする取組が必要です。
- 緊急時の対応や安否確認など、地域住民による互助の活動は地域コミュニティの

強化、絆の再構築につながる重要な機能のひとつと考えられます。自ら解決できる問題は自らの努力で解決することを前提に、自助でどうしても解決できない問題については、互助により解決することができるよう、近隣住民どうしが「顔のみえる」関係づくりを行い、それぞれの地域において互助の取組を活性化することで地域コミュニティの強化を図ることが必要です。

- 行政、市社協が連携し、ボランティアの担い手の高齢化、なり手不足等の問題解決のため、地域福祉の担い手となるボランティア団体等の発掘、育成のほか、ボランティアが育ちやすい環境づくりを支援していく必要があります。

#### 【必要な取組】

- 住民や地域で活動する様々な団体間の連携を一層強化するとともに、近隣同士の声かけや見守りなどの支え合い・助けあいが機能する地域づくりを推進します。
- 地域住民をはじめ、自治会や地域の団体、事業者等が連携・協働し、課題解決につながるネットワークづくりを進めます。
- 地域にある様々な資源を活用しながら、地域住民一人ひとりが地域に愛着を抱き、様々な行事や活動へ主体的に関わり、身近な地域でちょっとした困りごとにも手を差しのべるなどの福祉活動を推進します。
- 「お互いさま」の精神の上に成り立っている、近隣同士の日常的な助けあい活動が「互助」による地域全体の福祉活動に広がるよう、地域住民自らがその担い手として育つまちづくりを推進します。

## (2)地域住民と支援者で支え合う体制の充実

### 【現状と課題】

- ◆少子高齢化の進行や核家族化の進展、コロナ禍等を背景に、障がい者や子育て世代をはじめ、生活困窮世帯などの支援を要する方々の増加、さらに高齢者のみ世帯の増加、80代の親が50代の子の生活を支える「8050問題」や、育児と介護の時期が重なる「ダブルケア」、子どもが介護や子育ての役割を日常的に担う「ヤングケアラー」など、地域の抱える課題が複雑化・複合化し、従来の支援体制では対応が難しいケースがみられるようになっています。
- ◆日常生活で困っていることや不安なことの上位（「不安はない」は除く）は、実態調査の結果では「経済的なこと（収入、貯蓄等）」（31.5%）が第1位で、前回調査の結果（26.9%）から4.6ポイント上昇し、特に50歳代の割合が高くなっています。次いで「仕事のこと（就職、転職等）」で、60歳未満の各年代が2割前後となっています。第3位に多い「病気などで寝込んだとき、世話をしてくれる人がいないこと」は、特に80歳以上（17.0%）で高くなっています。世代により、抱えている困りごとや不安は様々です。また、地域の中で、暮らしや健康・福祉に関する制度や施設・サービスについて、日頃気になっていること（「特にない」を除く）は、「介護を必要とする高齢者のための施設が少ないとこと」（15.4%）や「高齢者が地域で安心して暮らすためのサービスが少ないとこと」（15.3%）、「いつでも診察してくれる医療機関が少ないとこと」（13.6%）など高齢化の進展を背景とした問題が上位となっています。
- ◆実態調査の結果では、福祉のまちづくりの中核として活動する民間組織である市社会福祉協議会（市社協）の認知度は47.0%で、前回調査の結果（47.4%）から大きな変化はありません。また、地域住民の生活の困りごとを、専門知識とネットワークを活かして地域資源や制度につなぐなどの役割をもつCSWの認知度は11.5%で、前回調査の結果（15.5%）から4.0ポイント減となっています。さらに地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員の認知度は58.2%で、いずれの認知度も、高年代ほど高い傾向にあり、若い世代にはまだまだ周知されていないのが現状です。

### 【目標達成に向けた取組の考え方】

- 支援が必要な人に必要な福祉サービスが十分行き届くよう、ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供体制の充実が求められます。
- 地域の課題やニーズを把握し情報共有等を行いながら、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域福祉の担い手をはじめ、福祉専門職、事業者、行政などが幅広く参加し解決する連携のしくみづくりが重要です。
- 市内で活動する関係団体間の活動に関する情報共有の促進や意見交換の場の設定など、各活動の連携を促進することにより活動内容の充実を図ることが重要です。

### 【必要な取組】

- 複雑かつ多様化した問題を抱える相談者や支援を必要とする人が増える中で、適切に問題が解決できるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの各分野との連携を推進します。
- 複合化する問題への対応を図るため、多職種・多機能間のネットワークの推進に努め、支援を求める人たちが適切かつ良質なサービス利用に結びつくよう、福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

### (3)さまざまな支援者で支え合う包括的支援体制の基盤強化

#### 【現状と課題】

- ◆本市は都市部特有の人口の流動性の高さや、大学や研究機関の集積、住宅地の多様化などを背景に、単身世帯、共働き世帯、高齢者世帯、外国人住民など多様な生活様式が広がっています。これらを背景に、地域との関わりが希薄になり、困りごとを抱えていても相談や支援につながりにくい状況が生じていると考えられます。また、高齢、障がい、子育て、生活困窮などに関わる課題が複合的に重なる世帯も増え、分野別の制度や専門的支援だけでは十分に対応することが難しくなっています。さらに、生活課題を抱える市民だけでなく、年齢や障がいの有無、国籍、性別、家族形態、働き方、価値観などの違いを前提として、それぞれの違いを否定せず、尊重し合いながら、ともに暮らしていくインクルーシブな社会が求められています。
- ◆日頃、くらしや健康・福祉のことでの相談窓口について、実態調査の結果では、「配偶者」(56.6%)が最も多く、次いで「子供」(34.9%)、「友人・知人」(33.5%)、「親」(31.5%)などのインフォーマルな関係者が上位となっている一方、「地域包括支援センターの職員」や「民生委員・児童委員」「社会福祉施設の職員」「社会福祉協議会の職員」「地区福祉委員」「スクールカウンセラー、コミュニティソーシャルワーカー」など福祉の専門職を選択する割合は5%未満と低くなっています。また、くらしや健康・福祉に関する相談窓口で認知度が高い上位の窓口は、「保健所」(85.3%)、「市役所」(85.1%)、「かかりつけ医などの医療機関」(83.4%)に対し、「知らない」割合が高い相談窓口は、順に「居住支援協議会」(76.6%)、「更生保護サポートセンター」(73.7%)、「市民公益活動センター（ラコルタ）」(72.6%)、「吹田市権利擁護・成年後見支援センター（けんりサポートすいた）」(68.0%)となっています。これらの結果は、くらしや健康・福祉に関する困りごとが生じた際、家族や身近な人に相談が集中し、福祉の専門職や相談窓口が十分に活用されていない実態を示しています。また、このような実態により、支援が必要な人が適切な窓口につながりにくい状況が考えられ、課題の早期発見・早期支援を困難にし、問題の深刻化を招く要因につながる可能性があると考えられます。

- ◆成年後見制度の認知度について、実態調査の結果では 70.2%となっており、前回調査の結果(72.0%)とほぼ同程度となっており大きな変化はありません。また、財産の管理や契約の手続きについて、自分ひとりで判断することが難しい方がいた場合の相談先は、「家族・親族」(62.3%)が最も多く、次いで「市役所」(26.3%)、「専門職(弁護士・司法書士など)」(21.4%)となっています。
- ◆防災に関する取組や情報について知っているものは、実態調査の結果では「災害時の避難所」(76.7%)が最多く、次いで「防災ブック」(47.8%)、「吹田市一斉合同防災訓練」(37.9%)となっています。前回調査の結果に比べ、「避難指示などの緊急時の避難情報」は 18.4 ポイント、「防災ブック」は 11.1 ポイント、それぞれ減少しています。
- ◆非行や犯罪をした人の立ち直りに協力することについて、実態調査の結果では、『協力したい』の割合は 17.2%に対し、『協力したくない』の割合は 44.3%となっています。協力したくない理由は、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」(50.1%)が最多く、次いで「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」(42.4%)、「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」(38.4%)となっています。

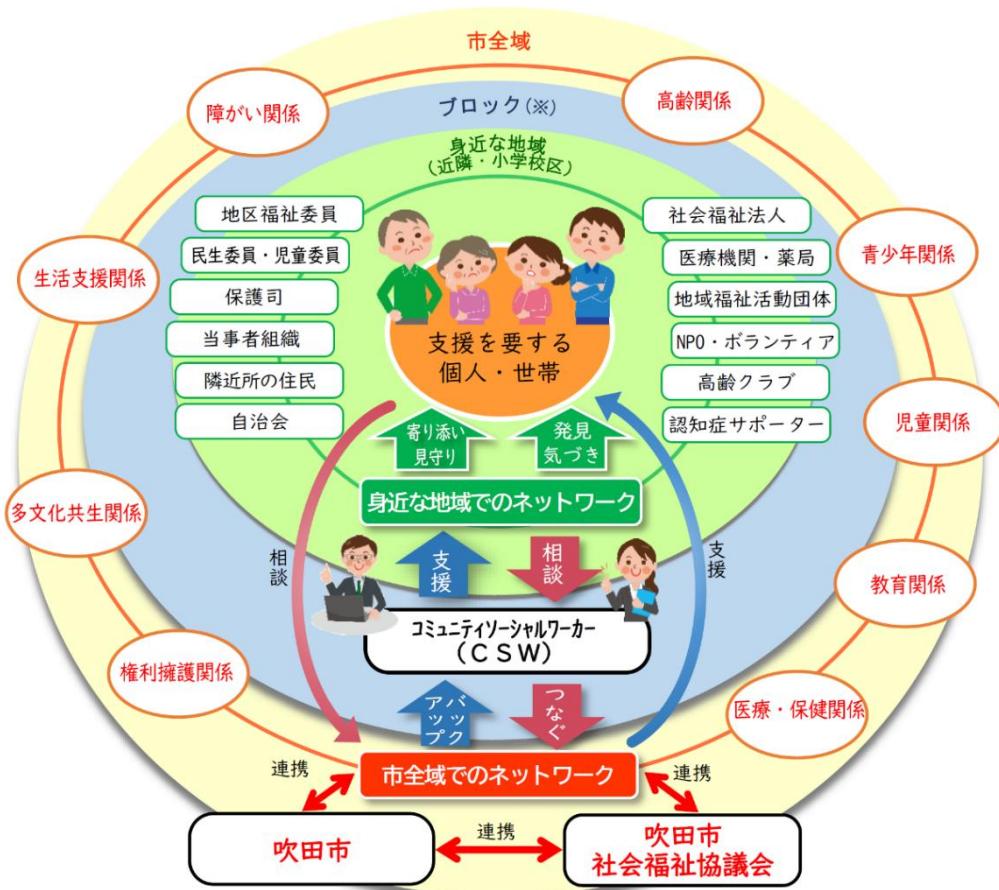
#### 【目標達成に向けた取組の考え方】

- 地域の課題やニーズは複雑・多様化するとともに専門化しているため、相談援助を担当する人材の確保、資質の向上を図る一方、現在のしくみでは対応しにくい「制度の谷間」の課題にも対応できるよう、分野を超えた専門相談機関が連携しサービスや支援につなげるしくみの構築が重要です。
- 専門的な相談支援にきめ細かく対応できる人材の確保・充実、そのための関係機関との連携の強化が必要です。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進に向けた周知のほか、利用しやすい制度への改善を検討する必要があります。

## 【必要な取組】

- より一層複雑・多様化する市民の生活課題や福祉課題に対応するため、地域住民が困りごとを早期に発見し、協力して支援する地域の体制づくりとともに、地域住民や関係団体、専門機関やその専門職、行政が連携し、困りごとを抱えている人が相談したいことを気軽に相談でき、また相談内容により分野を超えて、重層的・包括的に支援できる体制づくりを推進します。
- 地域住民に不安や困ったことが発生したときに、第一義的な受け皿として身近なところで気軽に相談できる体制を整えるとともに、そこからその人にあった適切なサービスや支援につなげていくため、専門職と連携した相談支援体制を充実します。
- 専門機関や事業者等との連携を一層強化し、効果的と考えられる事業を協働して開発するなど専門的な支援体制の充実を図ります。

総合的支援のネットワーク イメージ図



※ブロック：一定の生活圏域などを考慮して、市域を 6 つに分けた区域